

## 新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免について Q&A

埼玉土建国民健康保険組合

Q1 申請の期限がありますか。

(答)

令和5年3月31日が申請の期限となりますので、必ず期限までに支部へ申請してください。

Q2 申請は郵送でも可能ですか。

(答)

感染防止対策の為、郵送による申請を受け付けます。

郵送をされる方は、HP から申請書がダウンロードできますので印刷して使用してください。

郵送先は所属支部宛にお願いします。印刷環境の無い方は支部へご相談ください。

また、所属支部がわからない方は国保組合(Tel048-864-4381)までお問合せください。

Q3 主たる生計維持者である組合員が新型コロナウイルスにかかって死亡した場合、資格喪失となりますが、死亡日までの保険料は減免の対象となりますか。

(答)

減免の対象となります。

Q4 保険料の減免は、死亡した又は重篤な傷病を負った時期にかかわらず、令和4年4月分から減免となりますか。

(答)

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新型コロナウイルス感染症により、死亡した・重篤な傷病を負った場合に令和4年4月分保険料から減免対象となります。

ただし、重篤な傷病については、感染した時期が令和4年3月31日以前であっても、令和4年4月1日以降も療養中であれば対象となります。(療養期間が3月以前から4月以降も続いたことにより、令和3年度保険料減免を受けた方は、同件により令和4年度保険料は減免対象になりません)

Q5 「重篤な傷病」とは、どのような場合を指しますか。

(答)

1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合を指します。1か月以上の期間には、宿泊療養や自宅療養に係る期間も含まれます。申請時には、医師の診断書又は保健所の証明書により確認いたします。

Q6 「主たる生計維持者」とは組合員のことを指しますか。

(答)

収入等の金額や税法上の扶養控除等を勘案して妥当な者となりますので、国保組合では基本的に組合員と考えます。

ただし、国保組合の被保険者でない場合や、世帯の別の組合員が主たる生計維持者に該当する場合は、世帯全員の住民票と組合員及び主たる生計維持者の令和4年度課税証明書等により、主たる生計維持者の確認をさせていただきます。

Q7 共働きなど生計を維持するものが複数いる場合でも、「主たる生計維持者」は一人ですか。

(答)

「主たる」なので一人です。

Q8 株の取引による収入等は含まれないのですか。

(答)

事業収入、不動産収入、又は給与収入のいずれかとなります。これら以外の収入については含まれません。

Q9 「事業収入等のいずれかの減少」については、事業収入等の「合計額」の減少ではなく、「いずれか」の減少で判断するのですか。

(答)

「いずれか」の減少により判断します。

Q10 令和4年の事業収入等が令和2年や令和元年より減収する場合でも減免になりますか。

(答)

令和4年の事業収入等が令和3年より30%以上減収する場合に減免の対象となります。他の年との比較はできません。

Q11 令和4年の事業収入について、まだ確定申告していない場合でも申請ができますか。

(答)

2月16日から確定申告がスタートしますが、確定申告をされていない確定申告書では受け付けられません。確定申告を済ませてから申請していただくようお願いいたします。

ただし、2月15日まで(確定申告期間前)に減免申請をされたい方は、令和4年の収入は確定申告書の代わりに1年間(令和4年1月～12月)の売上台帳や帳簿等を提出してください。

※ 早めに申請されても減免は4月以降となります(Q21参照ください)

Q12 税務署の收受印をもらっていない確定申告書でも申請は可能ですか。

(答)

令和3年分、令和4年分どちらも税務署の收受印又は e-Tax の受付番号がない確定申告書では受けられません。お手数ですが税務署で保有個人情報の開示請求をしていただき原本のコピーを発行してもらってください。その際、運転免許証などの本人確認書類と 300 円の手数料がかかります。また、税務署が発行するまでに時間がかかる場合がありますのでご注意ください。

確定申告をこれからされる方で税務署に提出する方は必ず控えに税務署の收受印をもらってください。

Q13 確定申告書で収入記載を省略しているものは受け付けられますか。

(答)

収入の確認が必要になりますので、確定申告書に収入の記載がない場合は、収入が確認できる収支内訳書又は青色申告決算書と合わせて提出してください。

Q14 1月中に申請をしたいのですが、確定申告前なので令和4年の収入については1年間の帳簿等を提出したいのですが、収入が分かる帳簿等の書式等に決まりはありますか。

(答)

特に決まりはありませんが、日付、取引内容、金額、月ごとの売上合計額については明確にしてください。また、売上ゼロの月があった場合は、売上ゼロとわかる帳簿等を提出してください。帳簿等が不明瞭な場合は、後日確定申告書の提出をお願いすることになります。

Q15 給与収入ですが、源泉徴収票の控えがありません。代わりになるものがありますか。

(答)

令和4年分については源泉徴収票、又は確定申告書となります。

源泉徴収票は事業所へ申し出れば、再発行してもらうことができます。

令和3年分であれば源泉徴収票等の代わりに、令和4年度(令和3年分)課税証明書又は市県民税納税通知書を提出いただいても給与収入が確認できますので問題ありません。

Q16 法人代表者の場合、会社の売上げで見込むことは可能ですか。

(答)

国保料の減免は、組合員個人の収入が 30%以上減少する場合となりますので、会社の売上げで見込むことはできません。

Q17 事業収入と不動産収入など、複数の収入が30%以上減少見込みとなる場合の扱いは、どのようになりますか。

(答)

事業収入、不動産収入、給与収入のいずれかで、新型コロナウイルスの影響により30%以上減少が見込まれる収入が複数該当する場合は、もともと減免割合が高くなる収入で申請してください。

Q18 国や都道府県から支給される各種給付金(特別定額給付金や持続化給付金等)については、減免割合を計算するときに事業収入等に含まれますか。

(答)

含まれません。  
確定申告書の事業収入にこれらの給付金が含まれる場合は、控除して計算してください。  
また申請の際は、確定申告書と一緒に収支内訳書又は青色申告決算書を提出してください。

Q19 休業手当等は、減免割合を計算するときに給与収入に含まれるのですか。

(答)

休業補償、傷病手当金等は含まれませんが、事業所から支払われる休業手当は含まれます。

Q20 保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額について証明する書類は、どのようなものを提出しますか。

(答)

保険金、損害賠償等により補填されるべき金額については、その有無を申請書に記載すること等により申告していただいた上で、該当するものがある場合には、保険契約書等により確認します。

Q21 保険料の減免申請をしてから、還付を受けるまでにどれくらいかかりますか。

(答)

おおよそですが、3月中旬までに申請をされた方は、結果通知は4月半ばに郵送いたします。  
また、保険料の還付については4月中になる予定です。3月下旬に申請いただいた方は、通知および還付は5月になる場合があります。

Q22 減免対象となる保険料はほとんどが納入済みですが、どのように減免が受けられますか。

(答)

4月以降となりますので、納入済の保険料から減免分を還付いたします。  
また、還付方法は基本的には引き落とし口座への振り込みとさせていただきますが、支部窓口で精算させていただく場合もあります。具体的には所属の支部に確認をお願いします。

Q23 申請したいのですが自分が対象になるのかがよくわかりません。

(答)

所属支部にお問い合わせください。ご自身の所属支部がわからなければ国保組合までお問い合わせください。(国保組合 TEL048-864-4381)